

第7章 年 金



1. 障害年金について

障がいの程度や保険料の納付状況など、一定の要件を満たすと、国民年金や厚生年金保険の障害年金を受けることができます。

・受給要件

障害基礎年金・障害厚生年金を受けるためには、次の3つの要件をすべて満たしていることが必要です。

① 初診日に、年金に加入していること

障がいの原因となった病気やけがで、初めて医師の診療を受けた日（初診日）に、年金に加入している必要があります。

※年金に加入していない20歳前や60歳以上65歳未満の期間（日本国内に住んでいることが条件）に初診日があるときも含みます。

② 一定の障がいの状態にあること

障がい認定日（原則、初診日から1年6か月を経過した日）または65歳に達するまでに、一定の障がい状態にあることが必要です。

③ 一定の保険料を納付していること

初診日前に一定期間の保険料納付済期間があること、又は直近1年間に保険料の未納の期間がないことが必要です。

・請求手続き

障害年金を受けるには、本人または家族による年金の請求手続きが必要になります。

【請求手続き先】

障害基礎年金：保険年金課の年金担当窓口または、お近くの年金事務所

障害厚生年金：お近くの年金事務所

※志木市では、障害年金について社会保険労務士による年金相談を受け付けています。

（要予約）

(1) 障害基礎年金（国民年金加入者）

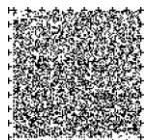
国民年金加入中や20歳前に初診日のある病気やケガにより、障がい認定日※に国民年金法で定める障がいの状態にある人に支給されます。

※障がい認定日・・・初診日から1年6か月を経過した日又は症状が固定した日

【受給要件】 ①国民年金に加入中か、60歳以上65歳未満の人が障がいの状態になったとき

②20歳前に障がいの状態になった人が20歳になったとき

【障がいの状況】 障がい認定日（原則として初診日から起算して1年6か月を経過した日）に一定程度の障がいの状況であること（資料編92ページ参照）



【納付要件】 ①の場合：初診日の属する月の前々月までに保険料納付済期間（保険料を免除された期間を含む）が被保険者期間の3分の2以上あること、または令和8年4月1日前までに初診日があるときは、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がないことが必要です。

②の場合：納付要件はありませんが、本人に所得制限があります。

・これから20歳を迎えられる人へ

障害基礎年金は請求しなければ受給できません。20歳の誕生日が来たら速やかに請求手続きをしてください。また、お渡しする用紙等もありますので、事前に窓口へご相談ください。

・65歳以上の方へ

初診日が65歳以上の方は、障害基礎年金は請求できません。

【問 合 せ】 保険年金課 国民年金グループ （第1庁舎：フォーシーズンズ志木8階）

(2) 障害厚生年金（厚生年金加入者）

障害厚生年金は、厚生年金加入中に初診日のある病気やケガにより障がい等級1、2級に該当する障がいが生じたときに、障害基礎年金に上乘せして支給されます。

障がい等級1、2級に該当しない程度の障がいでも厚生年金保険独自の給付として、障がい等級3級に該当した場合は、3級の障害厚生年金が支給されます。

また、初診日から5年以内に病気又はケガが治癒したが、障がい等級3級には該当しない障がいが残ったときには、障害手当金（一時金）が支給されることもあります。

【受給要件】 初診日（当該傷病について初めて医師の診療を受けた日）に厚生年金保険の被保険者であること。

【障がいの状況】 障がい認定日（原則として初診日から起算して1年6か月を経過した日）に一定程度の障がいの状況であること（→資料編92, 93ページ参照）

【納付要件】 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに保険料納付済期間（保険料を免除された期間を含む）が被保険者期間の3分の2以上あること、または令和8年4月1日前までに初診日があるときは、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がないことが必要です。

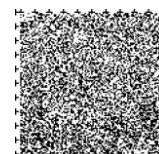
（1級の障がい） （2級の障がい） （3級の障がい）

障害厚生年金	障害厚生年金	障害厚生年金	障害手当金
障害基礎年金	障害基礎年金		

【問 合 せ】 川越年金事務所

☎ 049-242-2657

FAX 049-245-8919



2. 特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金を受けられない人への救済措置として、平成17年4月1日から「特別障害給付金制度」が創設されました。

【対象者】国民年金の任意加入対象とされていた人で

(ア) 昭和61年3月以前に厚生年金等に加入していた人の配偶者

(イ) 平成3年3月以前に学生だった人

いずれかであって、当時、任意加入していなかった期間内に障がいの原因となった傷病の初診日があり、現在、障害基礎年金の1級もしくは2級相当の障がいの状態にある人。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる人は対象とはなりません。

【請求について】給付金の請求は、原則として65歳に達する日の前日（誕生日の前々日）までに行う必要があります。

【問合せ】保険年金課 国民年金グループ（第1庁舎：フォーシーズンズ志木8階）

3. 障害年金受給者の国民年金保険料の法定免除

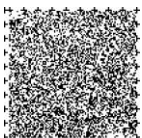
生活保護法による生活扶助を受けている人や1級・2級の障害年金を受けている人等は、届出をすれば受けている期間について保険料が免除されます。ただし、障害共済年金や障害厚生年金の3級は法定免除の対象にはなりません。

【問合せ】保険年金課 国民年金グループ（第1庁舎：フォーシーズンズ志木8階）

◆ 年金相談をご利用ください ◆

保険年金課では、年金の専門家（社会保険労務士）による年金相談を行っています。年金制度全般の相談、年金定期便にかかる相談、障害厚生年金の裁定請求の受付を行います。

相談日	木曜日（祝休日は除く。予約制）
相談時間	午後1時～午後5時 相談時間は1時間単位で行い、最終予約時間は午後4時までとなります。
相談員	社会保険労務士（埼玉県社会保険労務士会あさか支部）
予約方法	保険年金課窓口または電話でお申し込みください。 ※相談を受けたい月の前月から予約受付可能です。 ※当日に空き時間があれば予約なしで相談をお受けします。



4. 心身障がい者扶養共済制度

障がいのある人を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、障がいのある人に終身一定額の年金を支給する制度です。

【加入資格】 障がいのある人を扶養している保護者で、次のすべての要件を満たす人

- ・年齢が65歳未満であること（毎年度4月1日時点）
- ・加入時に県内に住んでいること
- ・特別の疾病や障がいがなく、生命保険に加入可能な健康状態であること

【障害のある人の範囲】 次のいずれかに該当する人

- ・知的障がいがあると判定されている人
- ・身体障害者手帳1～3級の人
- ・精神または身体に永続的な障がいのある人で上記と同程度の障がいがある人

【加入口数】 障がいのある人1人につき2口まで

【掛金月額】 加入者の加入時の年齢により、1口当たり次のとおりです。

単位：円

加入時の年齢	～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳
月額掛金	9,300	11,400	14,300	17,300	18,800	20,700	23,300

※所得、加入期間により掛金が減額、免除される場合があります。

【年金額】 1口加入の人：月額20,000円

2口加入の人：月額40,000円

【弔慰金】 1年以上加入した後に、加入者より先に障がいのある人が死亡した場合は、一時金として加入期間に応じて弔慰金が支給されます。

【申請に必要なもの】

手帳及び年金証書等、住民票（保護者、障がいのある人それぞれのもの）印鑑など

【問合せ】 共生社会推進課（第1庁舎：フォーシーズンズ志木8階）

